

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【公表番号】特表2017-500956(P2017-500956A)

【公表日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2016-543150(P2016-543150)

【国際特許分類】

A 6 1 C 17/22 (2006.01)

A 4 6 B 11/02 (2006.01)

A 4 6 B 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 17/22 G

A 4 6 B 11/02 P

A 4 6 B 15/00 P

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月27日(2018.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パーソナルケア器具用の流動性媒体の分配装置であって、

流動性媒体を包含する、入口及び出口を有するチャンバと、

マウスピースがユーザの口に挿入されることに応答してユーザの歯の上部及び下部のセ

ットを受けるように構成される頂面及び底面を有する、マウスピース分配部材であって、

前記流動性媒体を受け入れるために前記チャンバの前記出口に結合され、且つ、前記流動

性媒体を分注する少なくとも一つの面を有する、分配部材と、

処理対象の少なくとも一つの表面に前記流動性媒体を分注するために前記分配部材の前記少なくとも一つの面に配置される分注膜であり、常閉位置と開位置との間で動作可能で且つ該分注膜の内表面から外表面に延びる複数の一方向式の分注出口を含む分注膜と、

前記処理対象の少なくとも一つの表面と接するように前記分注膜の前記外表面に結合され且つ前記外表面から延びる複数の毛とを含み、

(i) 前記分注膜は、前記分注膜を挟んだ闊差圧以上の前記分注膜を挟んだ差圧の適用のみに応答して、前記分注膜を通じた前記流動性媒体の供給のために開く前記複数の一方向式の分注出口を通じて前記流動性媒体を分注し、

(ii) 前記分注膜を挟んだ前記闊差圧より小さい前記分注膜を挟んだ差圧に応答して、前記複数の一方向式の分注出口は、前記分注膜を通じた前記流動性媒体の供給を終了させる常閉位置に戻る、

分配装置。

【請求項2】

前記マウスピースの前記頂面及び前記底面の少なくとも一方は、前記複数の毛による毛領域を含む、請求項1に記載の分配装置。

【請求項3】

前記マウスピースは、圧力駆動のブラッシング・マウスピースである、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 4】

前記分注膜は、エラストマ膜を更に含み、前記複数の一方向式の分注出口は、複数の細孔を含む、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 5】

前記チャンバは、ユーザが充填できるチャンバであり、前記チャンバの前記入口は、前記流動性媒体の外部供給源に前記チャンバを結合するように構成されるポートを含む、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 6】

前記チャンバ内の前記流動性媒体は、所定の投与量にある、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 7】

前記チャンバは、歯磨き粉、口内洗浄液、白色剤、治療薬、及び、それらの任意の組み合わせ、からなるグループから選択される、流動性媒体を収容するように構成される、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 8】

前記分注膜を挟んだ前記差圧は、(i)ポンプと一方向弁の組み合わせ又は(i i)ふいご要素によって生成される、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 9】

前記流動性媒体の分注は、圧力駆動の流れによって達成され、前記流動性媒体の分配は、ブラッシング・マウスピースにおける圧力駆動の拍動流を用いることによって実現される、請求項1に記載の分配装置。

【請求項 10】

前記流動性媒体の流量は、複数の異なる流動性媒体の間の粘度のばらつきを補正するために、(i)前記チャンバに供給される内圧及び(i i)前記分注膜の構造からなるグループから選択される少なくとも1つによって更に制御される、請求項1に記載の分配装置。